

富士河口湖町議会基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第2条—第5条）
- 第3章 委員会の活動（第6条）
- 第4章 議会と町民との関係（第7条）
- 第5章 議会と町長等との関係（第8条）
- 第6章 自由討議の拡大（第9条）
- 第7章 政務活動費（第10条）
- 第8章 議会及び議会事務局の体制整備（第11条—第14条）
- 第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第15条—第17条）
- 第10章 災害発生時の議会対応（第18条）
- 第11章 最高規範性（第19条・第20条）
- 第12章 補則（第21条）

附則

日本国憲法が保障する地方自治の本旨に基づき、住民を地域社会の主権者とし、地方自治法(昭和22年法律第67号)の精神にのっとり、地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本とし、地方分権の時代を迎えて、地方自治の範囲が拡大し、住民に最も身近で基礎的な地方公共団体である市町村の自治が重視される今日、町民の視点に立った議会を目指し、ここに富士河口湖町議会基本条例（以下「条例」という。）を制定する。

私たちのまち富士河口湖町は、富士山と高原と湖が織りなす自然景観に恵まれ、国際観光地として発展し、2013年6月に、悲願であった世界文化遺産に「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」として登録された。こころ豊かに暮らせる、「住んでよし、訪れてよし」のまちづくりを進めるべく、本条例を定める。

富士河口湖町議会（以下「議会」という。）は、町民の代表機関である。「町民参加の討議の場」として町民の多様な意見を反映し、また町民の信託にこたえるべく議会情報や政策決定過程を積極的に公開し、透明性を重んじ、より一層「町民に開かれた議会」、「町民に信頼される議会」となることを目指す。

議会は町の議事議決機関であって、議会の主役は議員である。予算、決算、条例その他重要な計画、政策及び事業等を審議し、決定するために、町民の多様な意見を的確に把握しその集約に努めるとともに、調査等を行う。また議員が条例又は政策等の案を提出し、議員同士の自由な討議を進め、町民に対する一層の説明責任を果たすことを目指す。

議会は、町の多数意思を代表する町長とともに、代表機関の一翼を担うことを踏まえ、競い合い、協力し合いながら町政を推進する。このため、行政を的確に監視し、政策の執行、評価及び見直しに関して審議等の活動を行う。

議会は、政治倫理を自覚しなければならない。また、議員は研修等をとおしてその見識と専門性と使命感を高めるように努めなければならない。このための体制を整備する。

以上の諸目標を実現するために、進歩する富士河口湖町議会を目指す。

この条例は、富士河口湖町議会における最高規範とする。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会運営及び議員の活動に関する基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、町民の負託にこたえ、もって住民の福祉の向上と町の健全な発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる事項を原則として活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を重んじ、町民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 町民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映させるための議会運営に努めること。
- (3) 政策形成機能を発揮するとともに、必要に応じて国、県その他の関係機関への要望活動を行うこと。
- (4) 議会内での内規を含む申し合わせ事項は、必要に応じて見直しを行うこと。

(議長の活動原則)

第3条 議長は、議会を代表し、民主的かつ公正・公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行わなければならない。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

- (1) 議会が、言論の府であること、及び合議制機関であることを十分認識し、議員相互の討議を重んじること。
- (2) 議員は、町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める研さんに努め、町民の代表としてふさわしい活動をする事。
- (3) 議員は、議会の構成員として、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、基本的政策が一致する議員で構成し活動するものとする。
- 3 会派は、政策立案、政策決定及び政策提言等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めること。

第3章 委員会の活動

(委員会)

第6条 議会に委員会として、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置く。

- 2 前項の常任委員会は、総務常任委員会、文教社会常任委員会、産経土木常任委員会及び議会広報常任委員会とする。
- 3 委員会は、議案等の審査及び所管に属する事務の調査の充実を図り、その機能を十分に発揮しなければならない。
- 4 委員会は、町政の課題に適切かつ迅速に対応するため、調査を行うとともに、政策

立案及び政策提言を行うものとする。

5 委員会は、議会の閉会中においても、積極的な活動を行うものとする。

第4章 議会と町民との関係

(町民参加及び町民との関係)

第7条 議会は、町民に対して、その有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 会議は、原則として公開するものとする。

3 議会は、会議の運営にあたり、公聴会制度及び参考人制度を活用して、住民及び有識者等の知見及び意見を審査に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、町民及び町民団体等との意見交換の場を設け、町民が議会活動に参加する機会の確保に努めるとともに、議会及び議員の政策能力を強化して、政策提案の拡大を図るものとする。

5 議会は、町民が傍聴に訪れる意欲を高めるよう努めるものとする。

第5章 議会と町長等との関係

(議会と町長等との関係)

第8条 町長と議会は二元代表制の下、互いの役割を尊重しつつ、緊張ある適切な関係を保持し、共通の使命を果たすため、それぞれが持つ機能を有効に発揮しなければならない。

2 本会議における議員と町長及び執行機関の職員(以下「町長等」という。)との質疑応答は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うものとする。

3 町長等は、議長又は委員長長の許可を得て、議員の質問に対して、その趣旨を確認するための発言をすることができる。

4 町長は、予算を議会に提出し、決算を議会の認定に付するに当たっては、施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めるものとする。

第6章 自由討議の拡大

(自由討議の拡大)

第9条 議会は、本会議、常任委員会及び特別委員会等において、議員提出議案及び町長提出議案並びに町民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

2 議員は、議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例及び意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

第7章 政務活動費

(政務活動費)

第10条 会派及び議員は、富士河口湖町議会政務活動費の交付に関する条例(平成15年富士河口湖町条例第6号)に基づいて交付される政務活動費を有効に活用し、政策提言及び審議等のための調査研究を積極的に行うものとする。

2 会派及び議員は、政務活動費の使途基準に従い、これを適正に執行し、常に町民に対し使途を明らかにするとともに、説明責任を負うものとする。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第11条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図り、本条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家を招へいた研修会及び町民との研究会・学習会を開催するものとする。

(議会事務局の体制整備)

第12条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るように努める。

(議会図書室の充実)

第13条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書及び資料等を充実させ、有効に活用するよう努めるものとする。

(議会広報の充実)

第14条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、町民が議会における決定の過程及び結果に関する情報を入手することができるよう、広報紙の発行及びインターネットの利用その他の方法により広報の充実に努めなければならない。

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第15条 議員は、法令を遵守し、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、議員活動に努めなければならない。

(議員定数)

第16条 議員定数は、富士河口湖町議会の議員の定数を定める条例（平成17年富士河口湖町条例第1号）で定めるものとする。

2 議員定数の改正に当たっては、本条例の目的を遂行し、機能を発揮するため、人口、面積及び財政力等を総合的に判断し、町民の意見を聴取した上で適正な定数を定めるものとする。

(議員報酬)

第17条 議員報酬は、富士河口湖町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成15年富士河口湖町条例第39号）で定めるものとする。

2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点のみならず、議会機能の保持を考慮するとともに、富士河口湖町特別職報酬等審議会の答申を重んじ、適正な報酬を定めるものとする。

第10章 災害発生時の議会対応

(災害発生時の議会対応)

第18条 議員は、災害発生時には避難所に待機することとし、町内各地域の情報収集に努め、被害の状況を議長に報告する。

2 議長は、議員からの情報を速やかに災害対策本部長に報告する。

第11章 最高規範性

(最高規範性)

第19条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、本条例に違反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、議員に本条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、本条例の研修を行わなければならない。

(議会及び議員の責務)

第20条 議会及び議員は、本条例に定める理念及び原則並びにそれらに基づいて制定される条例及び規則等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

第12章 補則

(条例の見直し)

第21条 議会は、住民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、必要があると認めるときは、本条例の見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。